

米国における強制送還レジームの構築と移民への影響 ——包摂と排除のメカニズムに着目して——

飯尾真貴子

ただいまご紹介にあずかりました一橋大学の飯尾真貴子と申します。今日は「米国における強制送還レジームの構築と移民への影響、包摂と排除のメカニズムに着目して」というタイトルで報告させていただきます。普段、私は博士課程の大学院生としてアメリカ西海岸とメキシコ都市部及びメキシコ南部オアハカ州の村落部をフィールドに調査研究をしています。主な研究テーマは、アメリカの移民規制政策の厳格化が移民、その家族、そして移民コミュニティにどのような影響を及ぼしているのか。また近年の大規模な強制送還がグローバル化した資本主義経済においてどのような意味を持つのかということ、アメリカの法制度の分析だけではなく、移民やその家族に対する聞き取りから明らかにしようとしています。

今日の報告では、特にタイトルにもあるアメリカの強制送還レジームというものがどのように構築されてきたのか、そしてその影響というものを強制送還された人々が戻っていくメキシコにまで射程を含めて示したいと考えています。まず初めに、少し唐突に思えるかもしれませんが、ホスト社会（米国）で生活を築いてきた移民が強制送還されるということがどういうことなのか、もう少し皆さんに直観的に感じていただくために、私がメキシコで聞き取りをしたある男性2人の語り¹⁾を紹介したいと思います。

最も辛かった事は、全てを失う事だよ。結局おれは米国で築いた全てを失って、何も持たないままメキシコへ帰ってくるしかなかったんだ・・・息子、家族、そして金も全てさ。俺には今何もない・・・本当に、とても苦しんだんだ・・・ひどいものだった。朝の2時か3時になるとね、そこのソファに座って一人で泣いたんだ。息子たちのことを思い出すんだ。この時間だったら息子たちと一緒にいて、俺と一緒に一人がこっち側、もう一人を反対側に抱えて寝ていたのにつて。でも、ここにはいないんだよ。そういう思い出が追いかけてくるんだ。

(ダニーロ 2012年3月11日の聞き取りから)

これまでの数十年が無に帰してしまった。何のせいで？不法移民だから、正規の滞在許可証をもっていないから。彼ら[米国政府]は、私たちが持っていたもの全て、夢、そして未来をも奪ったんだ。

(フランシスコ 2012年2月28日の聞き取りから)

このダニーロとフランシスコのふたりは、妻あるいは元パートナーと子どもをアメリカに残

してメキシコに強制送還されています。これらは、2012年にメキシコの都市部で聞き取ったものですが、こういった語りが示すように、強制送還によってアメリカで蓄積した財産の剥奪、あるいは家族や友人といった社会関係の剥奪、家族離散といった帰結がもたらされているわけです。被強制送還者の多くが、この家族の離散による経済的困窮と心理的なダメージ、あるいはメキシコ社会へ戻っていったときの再適応の問題、帰国後のメキシコ社会における被強制送還者に対するスティグマ化など、さまざまな問題に直面します。もちろん、帰国者が持っているさまざまな条件によって強制送還の衝撃というものは多様であり、個人差があるわけですが、移民とその家族にとって時に破滅的とも言える影響を与えるものであるわけです。

本報告で扱う強制送還レジームというのは、こうした社会的帰結をもたらす強制送還政策であることはもちろんですが、私はこのレジームを従順で脆弱な移民労働力を生み出すための一連の諸政策、制度、法的枠組に基づく権力装置というふうに捉えて考えていきたいと思います。

次に、実際の統計データから、アメリカからの被強制送還者数の数を見ていきたいと思います。

米国からの被強制送還者数(1984-2015)

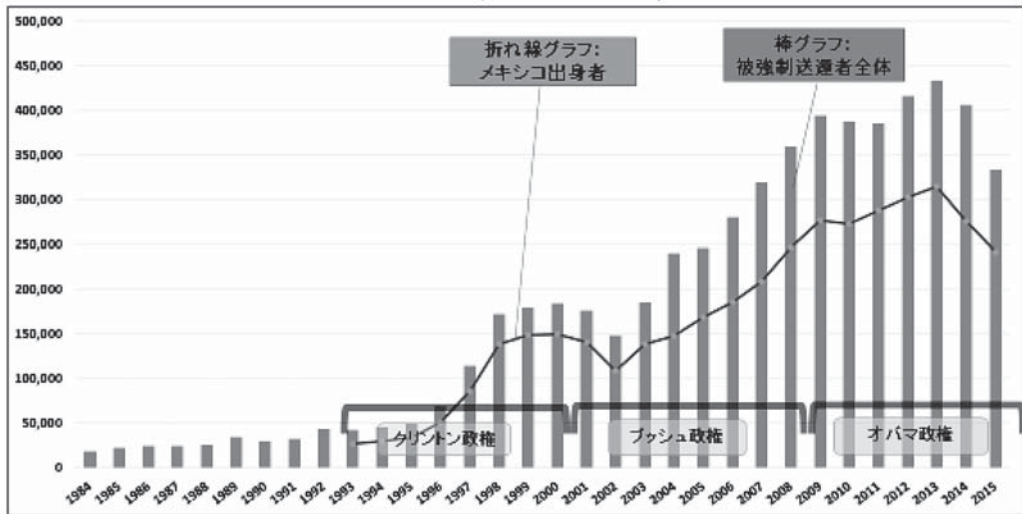


図1 移民・関税取締局（ICE）による統計データをもとに筆者が作成。

この統計データが示すように、90年代後半からその数が増加し始めているというのがわかると思います。2000年代初めは一定数にとどまっていますが、その後2003年あたりから再び急激に増加し始め、ブッシュ政権後のオバマ政権のもとで2012年には記録的とも言える40万人にも上る人々が強制送還に至っています。そして、このうちの70%近くがメキシコ出身者であることがわかっています。

現在、アメリカには1,150万人以上の非正規移民がいるとされています。皆さんもご存じのように、2017年に誕生したトランプ政権は、これまで移民政策に関して壁の建設や「犯罪者移民」の強制送還の強化といった発言を繰り返してきました。しかし、実際には国境管理の強化というのは90年代のクリントン政権から実施されており、先ほどの統計でも見たように、ブッシュ政権を経てオバマ政権下で前例にない大規模な強制送還の実施、特に「犯罪者移民」をターゲット

トとした取り締まりがなされてきたわけですが、すなわちアメリカ移民政策に関するトランプが言うような表層的な言説というものを超えて、アメリカにおける移民規制政策が歴史的にどのように構築されてきたのか、またそのメカニズムを明らかにすることが重要だと考えています。

前置きが少し長くなりましたが、本日の報告を通じて皆さんと一緒に考えたい点は、以下の5つになります。1つ目は、なぜ国境をそもそも越えて移動する人々がいるのかということ。2つ目は、「非合法」移民、非正規移民とは誰なのかということ。3つ目に、被強制送還者は犯罪者とひとくくりにはできるものなのかということ。4つ目は、近年のアメリカ移民政策における包摂と排除のメカニズムとは一体どういうものなのかということ。そして最後に、強制送還レジームの本当の目的は何かということを考えていきたいと思います。今日の報告には多くの論点が入っている感もありますが、これらの問いを頭の隅に起きながら報告を聞いていただければと思います。

アメリカとメキシコは広範囲にわたって国境を接していることもあり、移住の歴史というのは非常に長いわけですが、きょうは合法、非合法という区分が特に意味を持つようになった1942年のころから考えていきたいと思っています。第二次世界大戦中であったアメリカは、農業セクターでの人手不足に苦しんでおり、これを解消するためにメキシコとの二国間協定、ブラセロプログラムを締結しました。これによってメキシコからの労働者は合法移民としてアメリカの農産業に入っていくこととなります。しかし、1964年にこのプログラムが終了したものの、アメリカでの農業セクターにおける需要が大幅になくなったわけではなかったこと、また、この時点で国境管理が厳格化していなかったことから、既にブラセロ労働者として経験のあったメキシコ移民が、みずからのネットワークを通じてアメリカに流入し続けました。すなわち、こうした政策転換というのはメキシコ人労働者の流れを表面上断ち切ったかのように見せつつ、実際にはプログラム終了後もアメリカ国内の必要な労働力をメキシコからの「非合法」移民によって補い続けたというふうと考えられます。就労許可を持たずに入国したメキシコ人労働者は移民規制の対象とされ、交渉力を持たない弱い立場に置かれます。アメリカの雇用主は非正規移民の政治的脆弱性を発見し、それを労使関係における優位性を確保する上で利用してきたわけです。

1986年になると、「非合法」移民問題の解決が叫ばれるようになり、一斉合法化がなされました。移民規制の厳格化も同時になされたわけですが、規制の要とされた雇用主の処罰条項が空洞化したことで、非正規移民の抑止は失敗に終わりました。1990年には、新自由主義政策が世界的に拡大する中で、アメリカにおける労働需要も拡大しています。その一方で、メキシコ側ではNAFTAといった自由貿易協定によってメキシコの農産業が壊滅する中で貧困が拡大し、アメリカに移民を送り出す社会的素地ができていったと言えます。

こうした米墨間移住の歴史的背景が意味するのは、ヒトの移動というのは、資本主義経済における受入国及び送出国の政治、経済構造を大きな要因として生み出されているということです。そして、あたかも法的規範から外れた存在として名指される「非合法」移民あるいは日本では「不法」移民とよく言われますが、こういった人たちはアメリカ、メキシコの経済構造を背景としながら、アメリカの移民政策によってつくり出され、社会的に構築されてきたカテゴリーであると指摘できます²⁾。

では次に、近年の大規模な強制送還を生み出す強制送還レジームがどのように構築されてきたのか検討していきたいと思います。大きく分けて2つの段階があり、第一段階は、クリントン政権期における90年代の移民排斥の流れと1993年に起こった世界貿易センター地下鉄爆破テロの衝撃の中で成立した1996年の非合法移民改革法及び反テロ法です。第二段階としては、2001年の9.11同時多発テロを契機とした移民行政機構の再編と法制度の変容となっています。それぞれの段階をより詳細に見ていきたいと思います。

第一段階の90年代では、現在の大規模な強制送還政策に結びつく様々な制度的布石が敷かれたといえます。これまで、アメリカ政府は犯罪者を対象とした取り締まりと強制送還の強化というものを喧伝しており、実際にブッシュ政権下では平均5割程度であった犯罪者の送還が、オバマ政権下の2010年には約8割に増加したということで、この犯罪者をターゲットとした政策が成功しているというのがアメリカ政府の言い分になっています。しかし、その犯罪者の内実というのを見ていくと、実は半数以上は軽犯罪であること、また非正規移民としてアメリカに入国、滞在すること自体が犯罪の根拠とされている場合もあり、アメリカ政府が描くような凶悪な犯罪者という像からは異なる実態が見えてきます。このような括弧つきの「犯罪者移民」があたかも多くいるように見えるという仕掛けが1996年の移民法及び反テロ法の制度的布石によってつくられてきました。その重要なものとして挙げられるのが1996年の移民法の287g条項になります。伝統的に、アメリカの警察というのは地域社会の治安を守ることを前提に、移民取り締まりにはかかわってきませんでした。しかし、そうした市や州警察が移民取り締まりに参画する制度的措置を形成したのがこの287g条項でした。

さらに、強制送還の対象となる犯罪を規定した「加重的重罪」カテゴリー (aggravated felony) の拡大が挙げられます。この「加重的重罪」カテゴリーという少し聞きなれないタームについても少し説明したいと思います。もともとこの「加重的重罪」カテゴリーというのは1988年のAnti-Drug Abuse Actにおいてつくられたもので、強制送還の対象となる外国人の犯罪がどのようなものであるか規定したものです。当初は殺人や薬物、武器売買にかかわる犯罪というふうに極めて限定的であったのですが、1996年法によってこのカテゴリーに含まれる犯罪の内容が大幅に拡大し、IDの偽造罪や1996年以前に犯した外国人による過去の犯罪というものも含まれるようになったわけです³⁾。非正規移民の人々は仕事を獲得するために偽造IDを利用せざるを得ない場合が多くあるのですが、そうしたID偽造が強制送還の対象となる「加重的重罪」カテゴリーに含まれたことで、非正規移民の多くがその対象に含まれるようになったと言えます。また、この1996年以前に犯した罪、過去の罪が含まれているように、例えば1980年代に何らかの罪を犯して刑務所に服役し、罪を償い、その後社会復帰していた人々もまた強制送還の対象とされるようになりました。アメリカの憲法上では一つの罪に対して二度罰するということは一時不再理として認められていないにもかかわらず、強制送還というのは刑法ではなくて移民法の範疇にあるということで、このような二重の罰を与えるということが移民に対しては正当化されています。

次に、2001年9.11同時多発テロを契機とした強制送還レジームの第二段階ですが、ここで重要となるのは、2003年の本土安全保障省の設立です。それまで司法省の管轄にあり、移民取り締まりと行政の両方を担っていた移民帰化局が解体され、移民規制と移民行政が2つに切り離

された上で本土安全保障省に組み入れられることになりました。これによって数値主義、成果主義の原則に貫かれた移民の検挙戦略へと転換し、また国境管理に重点を置いた線的あるいは帯状の管理がアメリカ国内に既に滞在する移民を対象とした領域内の面的、全域的管理というものに転換し、その後その両方が組み合わせられるようになったと言えます⁴⁾。

この第一段階と第二段階を通じて構築されてきた強制送還レジームというのは、移民の犯罪者化（criminalization）と同時に、移民取り締まりと刑事司法制度の相互浸透というものに特徴づけられると言えます。

幾つか重要な点を挙げますと、1つは公式的強制退去と呼ばれる法的枠組みが構築されてきたことです。これはどういうことかという、国境沿いにおける検挙というのは、それまで非公式な帰国というふうで処理されていたのですが、これを公式的強制退去というふうで読みかえることで、この公式的強制退去に付された人が再びアメリカ側に戻って拘束された場合に刑事罰に処するという規定に変更するというものです。つまり、これによって、再入国というものを犯罪とみなして移民を長期収容することが可能になっています。

次に、司法手続に基づかない強制退去と呼ばれる法的枠組みが構築されました。これは、本土安全保障省の管轄下にある職員が司法手続を省略し、直接送還の決定を下すことを可能にするものです。これによって、大量のケースを時間をかけずに裁くことができるようになり、効率的な強制送還が可能になると同時に、弁護士へのアクセスなど、基本的な権利が保障されないというケースが非常に増えていくこととなります。このような、正当な法的手続を踏まない強制送還が当然のように実施されるようになったといえます。

また、先ほど述べたように1996年の287g条項が実施されたことで、移民の法的地位にかかわらず、コミュニティの治安維持を担ってきた警察が、本土安全保障省のもと、地域社会の中で移民取り締まりの機能を担うようになったわけです。これによってチェックポイントと呼ばれる交通規制などで車に乗っている人を呼びとめて、運転免許をチェックすることで拘束するというようなやり方がとられ、人種プロファイリングを用いた警察による検挙と移民・関税取締局の連携というものがなされるようになっていきます。

最後に、刑務所産業における移民収容所施設の増加とその民営化という問題に触れたいと思います。そもそも、刑務所産業において民営化が進んでいたわけですが、この移民収容所を運営するということが民間企業にとって重要な収益源になっているということが指摘されています。ひとつに収容所内の再生産コストの有料化というのが挙げられます。例えば、ベーシックな食事は出されますが、成人男性にとっては到底お腹がいっぱいになるような量ではありません。施設内でさらに食事をしようと思うと自分でお金を払う必要があります。また、食事だけでなく家族に電話するための電話代などの再生産コストが全て有料化されているわけです。さらに施設内で被収容者を最低賃金以下の労働力として搾取するというような、そういった状況も生まれていることも指摘されています⁵⁾。これらが示すように、強制送還レジームというものが強制送還の対象となるカテゴリーの恣意的拡大によって行われているということ、また効率的に拘束し送り返すための基本的な人権を無視した法律及び制度的メカニズムが構築されてきたと言えるわけです。

ここまで強制送還レジームの構築という排除の側面について述べてきたわけですが、

次にオバマ政権によって実施された特定の若者移民層に暫定的権利を付与する DACA プログラムについて目を向けてみたいと思います。およそ 80 万人がこの DACA プログラムによって暫定的な法的地位を手にし、高等教育への進学及び正規就労による労働市場への包摂が可能になりました。しかし、もちろん誰もが申請できるわけではなくて、幾つかの申請条件があり、まず年齢、あるいは滞在歴によって足切りをされます。さらにアメリカにおいて高校レベル以上の教育を受けていることが求められます。そして犯罪歴がないということも重要な指標の一つになっています。また、その特徴としては、申請に 465 ドルかかるということ、あとは 2 年間ごとに更新する必要があるもので、あくまでこのプログラムというのは暫定的な権利を保障するものであって、市民権の取得につながるものではないということです。

ここでいう包摂と排除のメカニズムについてもう少し言及していきたいと思います。現在、非正規移民と呼ばれる人たちが想定 1,150 万人いる中で、幼少期にアメリカに連れてこられ、アメリカで教育を受け社会化されてきた若者たち、一般的にアメリカでは「ドリーマー (DREAMer)」というふうに呼ばれているのですが、実際にこの中から DACA 受益者となったのは 80 万人にすぎません。先ほども言ったように、ここから市民権を得る道というのは、現時点では閉ざされているのですが、移民の権利拡張を求める政治・社会運動においてアメリカに貢献する者にチャンスをといた言説が多く流布してきたように、そこには自己統治能力のある移民を理想的な市民モデルとして促進する傾向が見られます。一般的にこのドリーマーと呼ばれる若者たちは高学歴移民層として描かれる傾向にあるのですが、先ほど言及した申請費用 465 ドルを用意できない、あるいは用意するのに非常に苦勞する低所得者層の若者移民も多くいるわけです。また、この DACA プログラムの申請を通じてアメリカ政府は生体認証(バイオメトリックス)を含めたさまざまな個人情報を申請者から吸い取り、その情報に基づいて条件を満たした若者移民に暫定的な権利を付与する一方で、望ましくない移民を排除の対象として囲い込むこともできるのです。つまり、このプログラムというのは将来的に社会保障の負担となり得る低所得者層、また、あるいは罪を犯すと予測される人々をあらかじめ排除の対象とした設計になっているということがわかります。このような特定の人口集団を監視するだけでなく、リスクありとされる集団を国外退去の対象とする DACA プログラムというのは、実は包摂としての機能だけではなく、「監視追放複合装置⁶⁾」としての機能も有していると指摘したいと思います。

ここまでアメリカ国内における法制度を中心に話をしてきましたが、ここで強制送還レジームの本当の目的と機能というものが何なのかを考えるために、アメリカから物理的に排除された被強制送還者が戻っていくメキシコの文脈を含めて検討していきたいと思います。

被強制送還者の年齢、出身、学歴、移住歴というのは多様であります。ここでは特に幼少期に両親に連れられて米国に移住し、その後何らかの理由で米国からメキシコに帰国あるいは強制送還された若者たちの経験を取り上げて考えてみたいと思います。メキシコ各地の被強制送還者を含めた若者帰国者がみずからの経験を記した手記があるのですが、そこには被強制送還者が帰国してから労働市場に編入する際の経験が書かれています⁷⁾。そこに書かれた彼ら・彼女らの経験を読み解いていくと、アメリカで教育を受け、英語とスペイン語のバイリンガルである被強制送還者の多くが、アメリカで取得した学歴がメキシコで認められず、メキシコの教

育機関や労働市場への編入において困難に直面することが明らかになっています。帰国者はメキシコ社会における被強制送還者に対するスティグマ化や制度的制約、そしてそれに対する政府の無策によってメキシコ国内における機会構造から排除される傾向があるわけです。こうしてメキシコの通常の労働市場から排除された若者たちが行き着く先というのがアメリカ資本を持つ企業のコールセンターになっています。コールセンターはメキシコの労働市場で問題視されるアメリカの学歴、あるいは犯罪を連想させる入れ墨に対して戦略的に寛容な姿勢を示すことでバイリンガル能力を有した若者たちを、メキシコ側において本来アメリカで雇っていたらかかるはずの賃金水準から大幅に低い賃金で雇うことができるわけです。アメリカ市民であるということを否定されて排除の対象になった若者たちが、今度はメキシコにおいてその英語能力、そしてアメリカ人的であることに付加価値を見出され雇用されるという極めて皮肉な状況が生まれていると言えます⁸⁾。

また、被強制送還者をめぐるもう一つの傾向として挙げられるのが、越境に対する意識の変化だと考えています。これまで「移住の文化⁹⁾」という概念で示されてきたように、メキシコのあるコミュニティから移住が発生すると、それが移民ネットワーク、あるいは社会的ネットワークを通じて拡大し、アメリカへの移住がもたらす物質的豊かさや経済的上昇への期待から、ある一定の年齢に達するとアメリカへ向かうということがごくあたかも自然の選択として捉えられてきたわけです。しかし、現在の移民規制の厳格化によって、こうした越境への意識というのは大きく変化しています。国境管理の厳格化によって越境のコストが高くなるだけではなく、越境は死や喪失と結びつけられた、かつてないリスクある選択として認識されるようになっていきます。さらに、これまでの調査において、再越境に対する意識を検討してきた結果、強制送還レジームの中でも特に刑務所や収容所での経験というのが再越境の抑止において果たす役割が大きいということがわかってきました。報告の前半でも示したように、米国は移民の越境それ自体を犯罪とする法制度を構築してきたわけですが、再越境によって拘束された場合には括弧付きの「再入国（リエントリー）」に分類し犯罪カテゴリーを付与することで刑務所及び移民収容所における収容の長期化が正当化されるようになったのです。民営化された収容所において、移民は移動の自由及び適切な労働環境を奪われ、みずからの再生産コストを外部にいる家族あるいは友人に頼って捻出せざるを得ません。当然のように、それは移民とその家族にとって、とてつもない負担となりえます。すなわち、このような収容を経験した移民は、この再収容のリスクを将来に投影することで移動できない主体として内面化し、メキシコにとどまるという選択をしていると考えられるわけです。

今日の発表の冒頭で述べたように、強制送還レジームとは移民の物理的排除をもたらす直接的政策だけではなくて、従順で脆弱な移民労働力を生み出すための一連の諸政策、制度、法的枠組みに基づく権力装置であると捉えてきたわけです。この強制送還レジームをメキシコの実情を含めて検討することで、より広い意味でのこのレジームの影響、そしてこのメカニズムがもたらす本当の意味を明らかにしようとしてきました。

既に述べたように、アメリカ国内ではDACAプログラムと呼ばれる特定の若者移民層に対する暫定的な権利付与が行われる一方で、望ましい移民には当てはまらない人々をリスク集団として囲い込むことで周縁化し、強制送還の対象としています。物理的な国境管理及び国内にお

ける移民管理が強化され、強制送還が激化していく中で、人の移動は今非常に厳しい制約を受けています。アメリカ国内における非正規移民の労働力はその持ち得る権利によって階層化されていく一方で、アメリカ資本のコールセンターが被強制送還者の若者を低賃金労働力として利用しているように、一旦アメリカから廃棄されたはずの労働力はグローバルな資本主義経済において再配置されているだけでも捉えることができるわけです。そして移動できない主体として形成されるメキシコに戻った人々は、アメリカにとっては必要なときにいつでも補充できる低賃金労働力のプールとして機能していると考えられます。

これまでの先行研究において、強制送還レジームは単に外国人を物理的に排除するだけではなく、移民に対して追放可能性、常に強制送還され得る脆弱な立場にあるということを常に認識させることで、従順で規律化された労働力を形成する社会統制メカニズムとして機能しているということが明らかになっています¹⁰⁾。しかし、本発表が示したように、強制送還された後のメキシコにおける文脈を含めて検討することで、強制送還レジームの新たな側面が浮かびあがってきたと考えます。強制送還レジームの本当の目的と機能は、アメリカ国内における規律化された労働力の形成にとどまらず、メキシコ国内においても従順で脆弱な労働力を形成し続けることにあると言えます。さらに、強制送還レジームにおける刑務所や移民収容所における経験に着目することで、越境の抑止というものは物理的な国境管理の強化によってのみ達成されるのではなく、移民それぞれがみずからの経験を通じて形成する移動できない主体としての内面化によってもまたもたらされていると考えられるのではないのでしょうか。

おわりに、冒頭で掲げた5つの問いに答える形で本報告のまとめとしたいと思います。なぜ国境を越えて移動する人々がいるのか。非合法移民とは誰なのかについてですが、資本主義経済における受入国及び送出国の政治、経済構造を大きな要因として人の移動が生み出されているということ。そして非合法移民というのは社会的に構築されたカテゴリーであり、現在アメリカで暮らす1,150万人に上る非正規移民というのは、アメリカ国内における構造矛盾が放置され続けてきた帰結だと言えます。そして、被強制送還者は犯罪者としてひとくくりのできるのかという問いですが、この強制送還の対象となる括弧つきの犯罪者カテゴリーの恣意的拡大というものがなされてきたことをこの報告で示してきました。アメリカ政府が喧伝する犯罪者移民の排除は、ラティーノと呼ばれるある特定の人種、エスニック集団を標的にし、基本的な人権を無視した法制度のもとに成り立っていると考えます。また、近年のアメリカ移民政策における包摂と排除のメカニズムについてですが、DACAプログラムで見てきたように、自己統治能力のある移民を理想的な市民モデルとして促進する一方で、社会的にリスクがあるとされる層、あるいは罪を犯すと予測される層に対して監視と追放を強化していくメカニズムとも言えます。

最後に、強制送還の本当の目的とその機能とは何かですが、強制送還レジームというのは物理的あるいは法制度によって裏づけられた圧倒的な排除の形態として機能するだけではなく、グローバル資本主義における従順で規律化された労働力の再配置を可能にし、国境を越えて人々の内面に侵食し続ける越境的な統治メカニズムであると言えるのではないかと考えます。

本報告は以上になります。ありがとうございました。

註：この口頭発表の記録は2017年10月13日に立命館大学で開催された国際言語文化研究所連続講座「越境する民——接触／排除」での口頭発表に最小限の修正を加えたものである。引用に際しては、既に刊行されている以下の参考文献ならびに今後刊行予定である筆者の別論稿を参照されたい。また、本口頭発表は、日本学術振興会特別研究員DC2としての研究成果であることを付記する。

注

- 1) 本報告で取り上げた以下二つの語りに関する詳細の分析は飯尾（2014）を参照のこと。
- 2) 「合法」および「不法／非合法」移民カテゴリーが社会的に構築されてきたカテゴリーであるという議論については、例えばPortes（1978）、小井土（1992）、飯尾（2017）の議論を参照のこと。
- 3) 現在では、この「加重的重罪」カテゴリーに軽犯罪を含む50以上の犯罪が含まれている。詳細はWarner（2005）および飯尾（2017）を参照のこと。
- 4) この点の議論は小井土（2013, 2014）を参照のこと。また、コメンテーターの大津留智恵子先生がご指摘されたように、移民・関税取締局の統計データを見るとオバマ政権下の2011年を境に国内における取締りよりも国境沿いにおける取締りが増加している。これについては、今後の研究でより丁寧に検討していきたい。この議論に関連するものとして米国シンクタンク、移民政策研究所（Migration Policy Institute）のRosenblum and McCabe（2014）とChishti et al.（2017）が挙げられる。
- 5) この点の議論は特に小井土（2014）を参照のこと。
- 6) この古屋（2017）による「監視追放複合装置」の概念は、Bigo（2008）による「バノプティコン」に由来する。ビゴは、潜在的に疑わしきものを国外退去の対象として管理する新たな統治システムとして「バノプティコン」という概念を提示した。
- 7) この手記『Los Otros DREAMers（もう一方のドリーマー達）』は、米国出身の研究者ジル・アンダーソンらが自らの調査研究を通じて出会った若者の帰国者・被強制送還者による27人の手記を編集したものである。この「もう一方のドリーマー達」というタイトルは、米国に育ち社会化されてきたにもかかわらず、メキシコへの帰国を余儀なくされた若者を米国の移民権利拡張運動から生まれた非正規の若者移民を指す「ドリーマー」になぞらえている。
- 8) この視点は、米国からジャマイカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ブラジルへの被強制送還者の経験について論じたGolash-Boza（2015）の研究に示唆を得ている。
- 9) 「移住の文化（culture of migration）」はCohen（2004）がメキシコ南部オアハカ州における幾つかの村落部を中心とした実証研究をもとに示した概念である。また、同様の概念を使用していないものの、Massey et al（1987）においても、移住がある特定地域から移民の社会的ネットワークを通じて展開していく中で、移住することがコミュニティの価値基準に結びつき、累積的に拡大していくことが示されている。
- 10) この点については、特にCoutin（2003）およびDe Genova（2002）を参照のこと。

参考文献：

- Anderson, Jill and Nin Solis. 2014. *Los Otros Dreamers*. Mexico City: Offset Santiago.
- Bigo, Didier. 2008. "Globalized (In) Security: The Field and the Ban-Opticon," in Didier Bigo and Anastassia Tsoukala eds. *Terror, Insecurity and Liberty: Illiberal practices of liberal regimes after 9/11*, Abingdon: Routledge, 10-48.
- Chishti, Muzaffer, Sarah Pierce and Jessica Bolter. 2017. "The Obama Record on Deportations: Deportee in Chief or Not?" Policy Beat, Migration Policy Institute.

- <https://www.migrationpolicy.org/article/obama-record-deportations-deporter-chief-or-not> (2018年1月31日に最終閲覧)
- Cohen, Jefferey H. 2004. *The Culture of Migration in Southern Mexico*. Austin: University of Texas Press.
- Coutin, Susan B. 2003. *Legalizing Moves: Salvadoran Immigrants Struggle for U.S. Residency*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- De Genova, Nicholas. 2002. "Migrant 'Illegality' and Deportability in Everyday Life," *Annual Review of Anthropology*, 31: 419-447.
- Golash-Boza, Tanya Maria. 2015. *Deported: Immigrant Policing, Disposable Labor, and Global Capitalism*. New York: New York University Press.
- 古屋哲, 2014. 「国境再編における国家の暴力——出入国管理, 警察, 軍地」森千香子, エレンルバイ編『国境政策のパラドクス』勁草書房.
- 飯尾真貴子, 2014. 「移民規制レジームによる重層的な剥奪の構造的メカニズム——米国からメキシコへの被強制送還者のライフヒストリーから」『年報社会学論集』27, 1-12.
- , 2017. 「非正規移民1150万人の排除と包摂——強制送還レジームとDACAプログラム」小井土彰宏編 2017. 『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会.
- 小井土彰宏, 1992. 「メキシコ系「非合法」移民労働者とアメリカ国家——歴史的動態と1996年移民法改革」『現代国家と移民労働者』百瀬宏・小倉充夫編 有信堂.
- , 2013. 「現代アメリカ合衆国における移民の社会運動と公共圏の再編成——重層的境界構造の転換と非正規移民たちの熟議への参加」船橋晴俊・壽福眞美編『公共圏と熟議民主主義——現代社会の問題解決』法政大学出版局.
- , 2014. 「グローバリズムと社会的排除に抗するアメリカでの非正規移民運動——監視機構の再編と新自由主義的排除のメカニズムへの対抗戦略の諸相」『社会学評論』65 (2): 194-209.
- Massey, Douglas., Rafael Alarcón, Jorge Durand, and Humberto Gonzalez. 1987. *Return To Aztlan: The Social Process of International Migration from Western Mexico*. University of California Press.
- Portes, Alejandro. 1978. "Toward a Structural Analysis of Illegal (Undocumented) Immigration" *The International Migration Review*, Vol. 12, No. 4 Special Issue: Illegal Mexican Immigrants to the United States, pp. 469-484.
- Rosenblum, Marc R. and Kristen McCabe. 2014. *Deportation and Discretion: Reviewing the Record and Options for Change*. Washington, DC. Migration Policy Institute.
- Warner Judith Ann. 2005. "The Social Construction of the Criminal Alien in Immigration Law, Practice and Statistical Enumeration: Consequences for Immigration Stereotyping." *Journal of Social and Ecological Boundaries*, Winter 2005-2006 (1.2) 56-80.